第5 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

(本論は全て◆ ただし、法令等に規定されているものを除く。)

1 趣旨

近年、都内のターミナル施設には、1日の利用者数が数十万人を超える巨大なものがあり、利用者の利便性 向上等の観点から、飲食店や物品販売店舗など、様々な商業施設が出現してきている。さらに、これらの施設 の中には、地下通路等を介し、周辺の大規模建築物や地下街と直接接続する形態のもの(以下「複合化する ターミナル施設」という。)も増えている。

また、東京都では、駅を中心としたまちのバリアフリー化及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進しているところであり、これらの設備等を備えた複合化するターミナル施設を利用する外国人旅行者や高齢者等の災害時要援護者の数は、今後、ますます増加していくことが予想される。

これらのことから、第19期火災予防審議会人命安全対策部会において、複合化するターミナル施設のうち、 大規模な商業施設が設置された鉄道ターミナル駅を中心に検討がなされ、平成23年3月に答申がなされた。

この指導基準は、当該答申を踏まえ、鉄道ターミナル駅の実態にあった火災抑制対策、避難誘導対策、防火管理対策、消火活動支援対策等について定めたものである。

2 用語の定義

(1) 鉄道ターミナル駅

政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場(鉄道の用に供するものに限る。以下同じ。)及び同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(10)項に掲げる車両の停車場で、当該車両の停車場内に存する常設店舗等の床面積の合計が1,000㎡以上のものをいう。

(2) 常設店舗等

鉄道ターミナル駅内(直接外気に開放されている乗降場の用に供する部分を除く。)に存する常設の店舗等(常設簡易店舗等を除く。)をいう。常設店舗等の具体例としては、物品販売店舗(コンビニエンスストアー、ドラッグストアーその他の物品販売店舗)、飲食店舗、旅行案内所(旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第3項に規定する旅行業務を行うものに限る。)、理髪所、保育所その他これらに類する不特定多数の者が利用する施設がある。

(3) 連続型店舗等

常設店舗等のうち、同一階において、共用の廊下、通路、コンコース等に面して、それぞれ独立した店舗等の集合をいう。

(4) 常設簡易店舗等

鉄道ターミナル駅内(直接外気に開放されている乗降場の用に供する部分を除く。)に存する常設の店舗等のうち、平屋で、かつ、壁、柱、床、天井、屋根等が鉄道ターミナル駅の壁等と構造的に独立しており、原則として鉄道ターミナル駅の壁等を造作することなく設置、移転、撤去等ができる構造を有し、利用客が内部へ入ることなく専らその外側においてサービスの提供(物品販売、施設案内等)を受ける形態のものであって、当該店舗等の床面積(当該店舗等に隣接する常設簡易店舗等が、最短部分で3m以内に存する場合は、隣接する全ての常設簡易店舗等の合計床面積)が10㎡未満のものをいう。常設簡易店舗等の具体例としては、小型売店(キオスク等)、旅行案内所(旅行業法第2条第3項に規定する旅行業務を行うものに限る。)その他これらに類する不特定多数の者が利用する施設がある。

(5) 仮設店舗等

鉄道ターミナル駅内(直接外気に開放されている乗降場の用に供する部分を除く。)に存する仮設の店舗等(ワゴンセールにおけるワゴン、簡易な骨組み等で小区画に仕切られることにより構成されるブース状の店舗、床面に商品を陳列する形態の店舗その他の施設)で、公開時間を限定するなどして一時的に設けられるものをいう。

3 指導対象

(1) 鉄道ターミナル駅

(2) 前(1)のほか、規模、形態等を勘案し、指導することが望ましい車両の停車場

4 指導方針

指導対象に該当する新築防火対象物に対しては、本指導基準に適合するよう積極的に指導するとともに、 既存防火対象物のうち、大規模改修等により指導対象に該当するに至るものに対しても、本指導基準に掲げ る防火安全対策の必要性を説明し、理解を得られるよう指導すること。

また、指導に当たっては、現状を十分に把握した上で指導を行うこと。

5 指導事項

- (1) 火災抑制対策
 - ア 常設店舗等、常設簡易店舗等及び仮設店舗等における可燃物及び火気使用設備・器具の適正な維持管 理
 - (7) 可燃物を保管する物置、倉庫等(仮設店舗等を除く。)にあっては、施錠するなどして、部外者がみだりに立ち入れないよう措置すること。
 - (4) 死角となる部分には、みだりに可燃物を存置しないこと。
 - (ウ) 可燃物を保管、陳列等する場合は、整理・整頓に努めること。
 - (エ) 火気使用設備・器具(厨房設備・器具に限る。)を使用している間は、その場を離れないこと。
 - (オ) 火気使用設備・器具は、安全装置の設置に努めること。
 - イ コンコースに設ける仮設店舗等の設置抑制
 - (7) コンコースに仮設店舗等を設置した場合、当該仮設店舗等で火災が発生すると直に避難経路が閉ざされ、避難を一層困難にする状況となることが懸念されるため、コンコースに仮設店舗等を設置しないよう努めること。
 - (4) やむを得ずコンコースに仮設店舗等を設置する場合は、当該仮設店舗等に自動消火設備等(第7章 資料13「地下駅舎に係る運用基準等」、IVによるものに限る。以下同じ。)を設置するか、又は防火区画 するなど、延焼拡大を防止するよう措置すること。
 - ウ 防炎物品等の使用
 - 常設店舗等、常設簡易店舗等及び仮設店舗等では、防炎物品及び防炎製品(防炎対象物品を除く幕類に限る。)を使用すること。
 - エ 案内標識等の難燃化及び電光掲示板等の落下防止
 - (7) 鉄道ターミナル駅内に設ける案内標識、掲示板、広告等は、難燃材料等の燃えにくい材料を使用するよう努めること。
 - (4) 案内標識、掲示板、広告等は、落下防止措置を講ずること。
 - オ スプリンクラー設備等の設置
 - (7) 常設店舗等、常設簡易店舗等及び仮設店舗等には、消火器を設置すること。
 - (f) 前(7)の消火器は、他の常設店舗等、常設簡易店舗等又は仮設店舗等の内部を経由することなく容易に接近でき、かつ、一の消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に配置すること。
 - (対) 常設店舗等に供される部分(省令第13条第2項で定める部分を除く。)の床面積の合計が3,000㎡以上のものには、当該部分にスプリンクラー設備を設置すること(連続型店舗等以外の常設店舗等で、自動消火設備等を設置した部分には、スプリンクラーヘッドを設けないことができる。次の(エ)において同じ。)。
 - (エ) 前(ウ)に規定するもののほか、常設店舗等に供される部分が存する地階又は無窓階で、常設店舗等に供される部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものには、当該部分にスプリンクラー設備を設置すること。
 - (オ) 地階に存する常設店舗等の厨房設備で同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が、350kW以上の場合には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。
 - (カ) 地階又は無窓階に存する常設簡易店舗等には、自動消火設備等を設置するよう努めること。
 - カ 連続型店舗等の防火区画
 - (7) 連続型店舗等は、床面積(スプリンクラー設備等で自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1 に相当する床面積を除く。)の合計500㎡以内ごとに建基政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基

準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備で建基政令第112条第19項第2号に定めるもので区画すること。

(4) 前(7)に基づき区画する場合は、当該区画が鉄道ターミナル駅の利用客の避難を妨げることのないよう検討して計画すること。

(2) 避難誘導対策

ア 利用客の段階的避難及び安全な場所での一時退避

- (7) 特に大規模な鉄道ターミナル駅 (例えば延べ面積10,000㎡以上、1日平均乗降客数20万人以上、乗入れ路線数3路線以上のものをいう。以下同じ。)にあっては、多数の避難者を安全かつ効果的・効率的に避難誘導できるよう、火災避難シミュレーションを用いるなどして、現実的な避難誘導計画をあらかじめ策定すること。
- (4) 鉄道ターミナル駅にあっては、火災の影響を受けない外部の気流が流通した屋外と同等のホーム等が存するものもあることから、効果的・効率的な避難誘導計画のために当該部分を一時退避に使用することができるか否か等についてあらかじめ検討すること。
- (ウ) 群衆の滞留の発生を抑制するために鉄道ターミナル駅内を複数の区域に分け、火災の発生した区域 その他危険性の高い区域にいる利用客から優先して順次避難させるなど、段階的に避難できるよう努めること。
- (エ) 排煙設備、煙の流動を妨げる垂れ壁又は建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設置するなどして、前(ウ)の各区域において発生した火災の煙が他の区域に拡散しないよう努めること。

イ 正確な情報を提供するための措置等

- (7) 鉄道ターミナル駅には、政令第7条第3項第4号ハに掲げる放送設備を設置すること。 なお、当該放送設備は、効果的・効率的な避難誘導が行えるよう、防災管理室等に設置している業 務用放送機器及び遠隔監視カメラの受像機の付近に設けること。
- (4) 鉄道ターミナル駅には、災害発生の状況が確認できる適宜の位置に遠隔監視カメラを設置すること。
- (ウ) 防災管理室等に勤務する駅員等は、各種訓練等を通じて、放送設備の操作要領、遠隔監視カメラの活用による早期情報把握要領、避難の必要の有無を的確に伝達することによるパニック防止要領等について習熟に努めること。
- (エ) 鉄道ターミナル駅では、防災管理室等と運行指令所との間における災害発生の情報の共有化、災害発生時における改札内への入場制限及び列車運行規制が図られるよう体制整備に努めるとともに、消防計画に位置づけること。

ウ ユニバーサルデザインを考慮した避難誘導対策

- (7) 鉄道ターミナル駅には、光警報装置及び文字表示盤(外国語を含む。)並びに点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯を設置するよう努めること。
- (4) 前(1)、カ、(ア)及び(2)、ア、(エ)の防火設備は、多数の避難者が安全に避難できるよう、段差の解消 (段差を2cm以下とする、スロープを設置する等)、有効幅員の確保(85cm以上)、避難方向への開放、 パニックオープン方式(非常の際自動的に解錠できる装置を設けてあるもの又はかぎ等を用いず屋内 から開放動作で解錠し、かつ、開放できるものをいう。)の採用、扉開放力の調整、ウォータースクリー ン(水を幕のように噴霧することにより防火区画を構成する設備をいう。)の代替設置等について検討 すること。
- (ウ) 鉄道ターミナル駅の地階に設けられた避難施設(多数の避難者が安全に避難するためのものに限る。) には、蓄光式誘導標識等を設置すること(政令第26条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により床面又は床面から高さ1m以下の壁面等に通路誘導灯を設ける場合は、この限りでない。)。
- (エ) 常設店舗等(踏込型(利用客が内部へ入ってサービス提供(物品販売、施設案内等)を受ける形態のもの。以下同じ。)に限る。)の部分には、避難口誘導灯を設置すること(常設店舗等の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる出入口にあっては、この限りでない。)。
- (オ) 常設店舗等(踏込型に限る。)の部分の床面積の合計が避難階にあっては400㎡以上、その他の階にあっては200㎡以上のものには、常設店舗等(踏込型に限る。)の外部への出入口を避難上有効に2以上設置するよう努めること。

(3) 防火管理対策

ア 実効性の高い防火管理体制の構築

統括防火管理者等を中心として、鉄道ターミナル駅全体にわたる実効性の高い防火管理体制を構築す

ること。

イ 鉄道ターミナル駅勤務者の教育・訓練の実施

実戦的な教育・訓練をとおして、鉄道ターミナル駅に勤務する全ての勤務者(常設店舗等、常設簡易店舗等及び仮設店舗等の勤務者を含む。)の災害対応能力の向上を図るとともに、自衛消防訓練を実施する際には、消防隊との連携に重点をおいた訓練を行うこと。

ウ 周辺施設との情報共有体制の構築

鉄道ターミナル駅と隣接する施設との相互間において早期に災害発生情報を共有できるよう、防災管理室等における自動火災報知設備の移報の相互受信、連絡通路への遠隔監視カメラの設置などの体制づくりに努めること。

(4) 消火活動支援対策

ア 早期の消防活動体制の確保

- (7) 特に大規模な鉄道ターミナル駅には、常設店舗等の各部分から一の放水口までの水平距離が50m以下となるよう、連結送水管を設置するよう努めること。
- (f) 道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面に窓その他の開口部(建基政令第126条の6第2号に規定するもの。)を有しない連続型店舗等(地上に存するものに限る。)には、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に通ずる幅員1m以上の外部進入路等を設けるよう努めること。
- イ 消防隊支援機能を備えた総合操作盤の設置

総合操作盤を設置する場合には、第4章第1節第3「防災センター」。別記資料1.5防災センターの機能等によること。

(5) その他

改修工事等に係る安全対策については、第2章第3節第6「倉庫に係る防火安全対策」. 3. (7)改修工事等に係る対策によること。